

世田谷区工事請負契約における建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用に係る運用基準

令和5年9月8日
5世経理第315号

(目的)

第1条 この基準は、世田谷区（以下「区」という。）が発注する工事において、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第26条第3項ただし書に規定する主任技術者及び監理技術者（以下「監理技術者等」という。）を兼務することができる場合について、必要な事項を定めることを目的とする。（兼務することができる工事の要件）

第2条 法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者及び監理技術者（以下「専任特例の監理技術者等」という。）の配置要件は、次の各項のとおりとする。

（1）同項第1号の規定の適用を受ける監理技術者等（以下「専任特例1号の監理技術者等」という。）の配置要件は、次の各号の全てに該当する場合とする。

- ① 契約金額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）未満の工事であること。なお、履行途中において、契約金額が要件を満たさなくなった場合には、それ以降は工事ごとに監理技術者等を専任で配置すること。
- ② 建設工事の工事現場間の距離が、同一の監理技術者等がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ当該工事現場間の移動時間が概ね2時間以内であること。なお、左記の移動時間は片道に要する時間であり、また、その判断は自動車等の移動手段の利用を前提に、確実に実施できる手段により行うものとする。
- ③ 下請次数が3を超えていないこと。なお、履行途中において、下請次数が3を超えた場合には、それ以降は監理技術者等を工事ごとに専任で配置すること。
- ④ 当該建設工事に置かれる監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を当該建設工事に置いていること。
- ⑤ 監理技術者等が、当該工事現場の施工体制を確認するために現場作業員の入退場が遠隔から確認できるシステムの設置等の必要な措置が講じられていること。
- ⑥ 監理技術者等が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。なお、情報通信機器については、遠隔の現場との必要な情報のやり取りを確実に実施できる機器を用いること。

⑦ 当該建設工事を請け負った建設業者が専任特例 1 号の監理技術者等及び兼務の営業所技術者等の配置計画書（以下「計画書」という。）（様式 1）を作成し、工事現場毎に備え置くこと。また、当該計画書は建設業法施行規則第 28 条の帳簿の保存期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保存しなければならない。なお、当該計画書の作成等は電磁的方法によることができるものとする。

⑧ 専任特例 1 号の監理技術者等が現場代理人を兼ねることとならないこと。

⑨ 専任特例 1 号の監理技術者等の配置を希望する事業者において、前年度または当該年度における区の工事成績評定に 60 点未満の評定がないこと。

(2) 法第 26 条第 3 項第 2 号の規定の適用を受ける監理技術者（以下「専任特例 2 号の監理技術者」という。）の配置要件は、次の各号の全てに該当する場合とする。

① 予定価格が 1 億 8 千万円未満の工事であること。

② 法第 26 条の 4 第 1 項に規定する職務を補佐する者として、建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第29条で定める監理技術者補佐（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

③ 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者若しくは学歴や実務経験による監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例 2 号の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

④ 専任特例 2 号の監理技術者は工事希望申込日（指名競争入札に付す場合であつて希望申込みを伴わないものは開札日、随意契約による場合にあつては見積書の提出日。）において、監理技術者補佐は配置を予定する日において、それぞれ 3 か月以上、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

⑤ 兼務する工事現場が同一の区市町村内であること。

⑥ 専任特例 2 号の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。

⑦ 専任特例 2 号の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

⑧ 監理技術者補佐が担う業務等について明らかにすること。

⑨ 専任特例 2 号の監理技術者が現場代理人を兼ねることとならないこと。

⑩ 専任特例 2 号の監理技術者の配置を希望する事業者において、前年度または当該年度における区の工事成績評定に 60 点未満の評定がないこと。

⑪ 契約担当者が、工事の適正な施工に支障があり兼務を認めることが適当でないと判断した工事でないこと。

(兼務できる工事数)

第3条 同一の専任特例の監理技術者等が兼務できる工事数は、2件までとする。
なお、専任特例の監理技術者等が、兼務することができる工事は、区が発注する工事に限らず、区が発注する工事以外の工事(民間企業等が発注する工事を含む。以下同じ。)も対象とする。

(連絡員の要件)

第4条 連絡員は、次の各項を満たすよう配置するものとする。

- (1) 各工事に置くこととし、同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼務することは可能とする。
- (2) 連絡員は、当該建設工事への専任や常駐を求めず、また、直接的かつ恒常的な雇用関係も求めない。ただし、施工管理の最終的な責任は当該建設工事の請負会社が負うものとする。
- (3) 連絡員を配置する建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該工事と同業種の工事に関し1年以上の実務の経験を有する者を当該工事現場に置くこと。

(手続き)

第5条 専任特例の監理技術者等の配置を希望する場合は、それぞれ次の各項のとおりに手続きを行うこととする。

- (1) 専任特例1号の監理技術者等の配置を希望する場合は、次の各号に掲げる関係書類を提出することとする。
 - ① 既に履行中の他の工事に従事している監理技術者等が、区が発注する工事への兼務を希望する場合は、東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる入札参加の希望申請時(指名競争入札に付す場合であって希望申込みを伴わないものは開札日、随意契約による場合にあっては見積書の提出日)に専任特例1号の監理技術者等及び兼務の営業所技術者等の配置予定届出書(様式2)を提出すること。
 - ② 区発注工事に配置している専任の監理技術者等が、区が発注する工事又は区が発注する工事以外の技術者として兼務する場合は、他の工事の入札参加申請前に、契約主管課まで専任特例1号の監理技術者等及び兼務の営業所技術者等の配置予定届出書(様式2)を提出すること。
 - ③ 兼務する案件の落札が決定した際は、速やかに着任する各工事の監督員へ専任特例1号の監理技術者等及び兼務の営業所技術者等の配置届出書(様式3)を作成し提出すること。ただし、区が発注する工事以外は当該工事発注者の指示による。
- (2) 専任特例2号の監理技術者の配置を希望する場合は、次の各号に掲げる関係書類を提出することとする。
 - ① 既に履行中の他の工事に従事している監理技術者について、区が発注する

工事への兼務を希望する場合は、東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる入札参加の希望申請時（指名競争入札に付する場合であって希望申込みを伴わないものは開札日、随意契約による場合にあっては見積書の提出日）に専任特例 2 号の監理技術者の配置予定に関する申請書（様式 4）及び兼務する工事に関する資料（詳細は申請書による。）を提出すること。

② 区発注工事に配置している専任技術者が、区が発注する工事又は区が発注する工事以外の工事の技術者として兼務する場合は、他の工事の入札参加申請前に、契約主管課まで専任特例 2 号の監理技術者の配置予定に関する申請書（様式 5）及び兼務する工事に関する資料（詳細は申請書による。）を提出すること。

（その他留意事項）

第 6 条 専任特例の監理技術者等の配置を希望する場合は、次の各項に掲げる事項について留意することとする。

（1）配置を希望する専任特例の監理技術者等が現に履行中の工事（又は今後配置を予定している工事）においても、法第 2 6 条第 3 項ただし書の規定を適用できること（現に履行中の工事等の発注者が示す配置要件に該当すること）を、入札参加者自身で必ず確認すること。

（2）開札時点において技術者の適正配置（※ 1）が不可となった場合は、その者のした入札は無効とすること。

※ 1 専任特例の監理技術者等、連絡員及び監理技術者補佐の配置、又は主任技術者及び監理技術者の配置（以下「技術者の適正配置」という。）

（3）契約後、技術者の適正配置が不可となった場合は、工事請負契約書に基づき契約解除となるとともに、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 2 項第 5 号に基づき、競争入札参加禁止措置となる場合があること。

（4）現場の安全管理体制について、平成 7 年 4 月 2 1 日付基発第 2 6 7 号の 2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属する者とする」とされていることから、施工体制に留意すること。

（5）専任特例 2 号の監理技術者及び監理技術者補佐を配置する場合は、当該工事の施工計画書へ第 2 条第 2 項第 6 号から第 8 号までの事項を記載し、提出すること。

（6）専任特例の監理技術者等及び監理技術者補佐を配置する場合又は配置を要さなくなった場合は、当該工事のコリンズ（CORINS）への登録・修正を適切に行うこと。

（7）監理技術者補佐は監督員等が常に確認しやすいように腕章を身に付けなけれ

ばならない。

(8) 専任特例 1 号の監理技術者等と専任特例 2 号の監理技術者は兼務することはできない。

附 則

この基準は、令和 5 年 9 月 8 日から施行し、同日以降に契約する工事請負契約について適用する。

附 則 (令和 7 年 2 月 28 日 6 世経理第 897 号)

この基準は、令和 7 年 3 月 1 日から施行し、同日以降に契約する工事請負契約について適用する。